

6. 11. 6  
3186

見セラルル兩者及ニ主張シ譲ラズ不穩ノ氣漲リ一方交渉ノ經過ヲ要フル爭議団員男女約五十名ハ三々任々同署ニ參集會見ノ後行ニ注視セルヲ遂ニ事業主ハ一部ノ工場作業ヲ認ムレトトナリ左記覽書ヲ交付シ二十四日ノ會見ヲ約シ午後七時散會ス

覽書

明日ヨリ工場内ニ現存セル生地卸ノ資料其他ノ使用ヲ承認ス但シ酒精使用ニ関シハ所轄稅務署ノ承認ヲ求メタル上トス右生地製造ノミニ限ル  
玩具部ノ件ニ就テハ具體的交渉ノ上トス  
明二十四日代表ト會見ヨリル場合ハ工場主ハ工場管理ヲ承認セルモノト見做ス  
昭和七年十月二十二日  
後業員會中  
深見浩三郎  
右及申(通)報復也

湯村第百八二一號

昭和六年十一月四日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿  
社會局長 官殿  
各廳府縣長官殿 (八廳府縣)

東京セル以下加工所勞働爭議ニ関スル件 (第七報)

要旨

- (一) 事業主側ハ長前通り特異ノ事情ナシ
- (二) 後業員側於テ工場管理ノ主張ヲ於テ解任ヲ當タ給テ以テ用済解決ヲ希望セルモノト知シ
- (三) 後業員代表等請願外四名ハ十月二十四日午前六時管下奥町手前在父足會代表大憲呈ラ
- (四) 前同ノ争議内請願次方ノ陳情ト共ニ工場主側見込三部ノ所在等ニ就テ質問アリ
- (五) 三子所會談員等モ事態ノ変化ヲ度シ請願ニ出テントスル模様アリ